

2020年4月13日

## 「亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業」に対する融資取組について

株式会社百五銀行（頭取 伊藤 歳恭）は、下記のとおり、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合が実施する第一種市街地再開発事業\*1「亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業」に対して、シンジケートローン方式による総額35億円のコミットメントライン契約の締結および融資実行を行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 取組概要

当行は本コミットメントライン契約にもとづき、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合に対して、本事業関連費用を融資します。

#### 2 本事業概要

##### (1) 目的

亀山駅前という立地条件を活かしながら、広場、歩行者空間および居住環境の整備を通じて、市街地の質的な改善や充実、交通機能や防災性の向上を図ることにより、安全で快適な都市環境を創出することを目的としています。

また、市民・来訪者の交流および文化振興に資する公益施設の整備により、都市機能の向上やにぎわいの再生を図り、周辺を含めた地域全体の再生をめざすことを目的とします。

- (2) 建築敷地面積 約5,000 m<sup>2</sup>
- (3) 延床面積 約10,674 m<sup>2</sup>
- (4) 施設概要 公益施設（図書館）、共同住宅および商業施設の複合建築物

#### 3 融資概要

借入人	亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合
融資実行日	2020年3月16日
組成金額	35億円
融資金融機関	株式会社百五銀行、株式会社三重銀行、株式会社第三銀行
アレンジャー	株式会社百五銀行
エージェント	株式会社百五銀行

#### \*1 第一種市街地再開発事業とは

都市開発法に基づく事業で、市街地内の都市機能が低下していること等が認められる区域において、建築物および建築敷地の整備等を行うことにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的とします。現在の土地や建物をその価値に見合う新たなビルの床に交換し、この現在の権利に換えて地権者がビルの床（「権利床」といいます）を取得する「権利変換」という方法によって行われるもので、民間（個人や市街地再開発組合）や県、市、公団が施行者（事業者）になります。

以上

【ご参考】

＜施設イメージ＞

